

蒲郡駅事件・逆転無罪を勝ち取ろう！

上告趣意書提出！



各地本・街宣ビラ配布行動展開

12月17日、蒲郡駅事件で名古屋高裁が言い渡した、不当判決の棄却・完全無罪を求めて最高裁判所へ上告趣意書を提出しました。上告趣意書の提出にあわせ、各地本は街頭宣伝・ビラ配布行動（品川、浜松、名古屋、新大阪）を展開し、第一審、第二審判決の不当性を広く社会に訴えると共に、会社・愛知県警が一体となってデッチ上げた事件の本質を訴えました。街頭宣伝・ビラ配布行動には、JR貨物労組の仲間も駆けつけ多くのビラを街ゆく人に手渡しました。



また、上告趣意書提出後、社会文化会館において、70名の組合員を結集し報告集会を開催しました。集会には、JR総連（萩原副委員長、淵上政策部長、湯谷広報部長、舟山特執、京力特執）をはじめ、美世志会梁次代表、鉄道ファミリー石川営業部長も駆け付け、それぞれより挨拶を頂きました。弁護団からは、高裁判決は事実認定が著しく誤っており、社会正義に反することから、判決を棄却し無罪判決を言い渡すことを上告趣意書で強く求めたことが報告されました。加藤誠二さんも、自ら上告趣意書を提出し、団結権を侵害し、生存権を侵害する第一審、第二審判決が棄却されるべきであることを訴えたことが報告されました。各地本からも上告審勝利に向けた力強い決意が述べられ、全体で勝利の日まで奮闘することを確認しました。



集会アピール

本日、加藤誠二さんと弁護団は、最高裁判所第三小法廷に上告趣意書を提出した。上告趣意書において、弁護団は、名古屋高等裁判所の判決は事実の認定を誤り、その誤りが判決に重大な影響を与え著しく正義に反することを訴えた。そして、高裁判決を棄却すると共に無罪判決を言い渡すことを強く求めた。

また、加藤誠二さんも自ら上告趣意書を提出し、事件の背景・事実経過を冷静に見れば、労働組合破壊の狙いは一目瞭然であり団結権を著しく侵害したものであること、そして、強引な捜査、懲戒解雇により生存権が脅かされていることを強く訴え高裁判決の棄却を求めた。

私たちは、この間、第一審、第二審の裁判闘争を組織の総力を挙げて闘ってきた。公判傍聴・傍聴券獲得の取り組み、報告集会、街頭宣伝・ビラ配布行動など、全組合員が一丸となって奮闘してきた。さらに、「公正・公平な審理により被告無罪の判決を求める」署名活動など、JR総連に結集する全国の仲間たちの支援と激励を受けながら、闘いの前進を勝ち取ってきた。しかし、裁判所は、加藤誠二さん、家族の訴えを聞き入れることなく、二度にわたり不当判決を言い渡した。まさに、司法の反動化が現実のものとなって私たちの眼前に現れた。私たちは、この不当判決を腹の底から弾劾する。

名古屋地裁・高裁判決は、推認・憶測で事実を認定し具体的な物的証拠を一切示さず、検察、会社側にとって都合の良い供述だけを採用した。論理的・合理性の欠片も見ることにはできない。この判決が、司法の悪しき判例となり、日本の司法制度に汚点を記すことは明白である。私たちはこれを断じて認めることはできない。

有罪ありきの判決の狙いはもはや明白である。窃盗事件をデッチ上げ、組合員を犯罪者に仕立て上げることを通じて、JR総連・JR東海労の運動と組織を破壊することにあるのだ。私たちは、この狙いを打ち砕くために断固闘う。さらに、一方において一連の弾圧を後押し背後で蠢くJR連合・国労・嶋田一味などの存在を私たちは決して許さない。反弹圧の闘いとして断固対決する。裁判闘争は、いよいよ最終局面を迎えた。闘いは困難を余儀なくされているが、正義は必ず勝利することは歴史が証明している。上告審に勝利し、加藤誠二さんの無罪と職場復帰を目指し勝利の日まで断固闘う。JR浦和電車区事件美世志会7名の仲間と心をついに、組織の総力で闘い抜くことを明らかにする。

2009年12月17日

つくられた蒲郡駅事件・上告審勝利！
裁判闘争報告集会